

## 所得補償保険・ 団体長期障害所得補償保険

のび  
やか君

### 所得補償保険とは？



#### 所得補償保険

- ① 医師の診断のもと、病気やケガで休んだら、5日目から最長24か月間<sup>(※)</sup>保険金をお支払いします。  
(ただし、入院によるお休みであれば、5日未満であっても保険金をお支払出来ない期間(4日)中の入院した日数に対しても、保険金をお支払いします。)

(※)64才以上の方は最長12か月

(注)継続した就業不能が4日を超えた場合にその翌日から保険金をお支払いします。

- ② 自宅療養期間もお支払いします。

お仕事につけないとの診断が下された期間は、医師の治療を受ける場合に限り、自宅療養でも保険金をお支払いします。

※専業主婦の奥さまは入院のみがお支払いの対象で自宅療養期間はお支払いの対象なりません。なお保険金をお支払出来ない期間(4日)は必ず適用されます。保険料は、代理店・扱者にお問い合わせください。

- ③ 無事故戻し返れい金

1年間保険金の支払いのなかった方には、保険料の20%が戻ります。



#### 団体長期障害所得補償保険 (のびやか君)

- ④ のびやか君に加入(ご加入者は京王グループ役員・従業員本人に限られます。)すると最長60才に達した日まで<sup>※1</sup>のロング補償となります。

医師の診断のもと、お仕事につけない状態であれば中途退職後もお支払いします。

職場復帰した後も補償が続きます<sup>※2</sup>。

※1 60才に達した日とは、60才の誕生日の前日をいいます。

※2 職場復帰した後も所得の喪失率が20%を超える期間については、その喪失割合に応じて保険金をお支払いします。



引受保険会社：(幹事)三井住友海上火災保険(株)[東京海上日動火災保険(株)・損害保険ジャパン(株)]

必ずご確認  
ください

※ 申込締切日までに加入申込票のご提出が無い場合は、前年ご加入の内容に応じたセットでご継続させていただきます。

京王電鉄株式会社

保険  
期間

2021年8月1日午後4時～2022年8月1日午後4時

給与引去日

申込締切日

提出先

2021年9月25日より毎月

2021年6月7日(月)

各社厚生担当または京王観光(株)保険事業部  
連絡先:03(5351)7135 鉄道電話8740

長期の病気や  
ケガで働けない!  
というリスクの  
対策は十分ですか?

**⚠️ 必ずご確認ください**

**【所得補償保険(短期)】・【団体長期障害所得補償保険(長期)】共通**

① 全契約で天災危険補償特約(地震・噴火または、これらを原因とする津波によるケガを補償)が自動セットとなっています。

**【所得補償保険(短期)】**

- ② 保険料は年令区分別に前年の職種級別<sup>(\*)</sup>ごとの人数と保険金額で加重平均して決定しますので、毎年保険料が変更となります。  
(\*)事務職員、鉄道運転士、車掌、バス運転士等の職業・職種に応じて級別を判定します。
- ③ 本商品は、保険金額建商品(保険金額1口あたり1万円プラン)となっておりますので、補償内容が前年と同一の場合でも、保険料表の年令区分が変わる場合等に保険料が上がることがあります。
- ④ 専業主婦・専業主夫の方がご加入できる「家事従事者特約」セットプランにつきましては、新規募集は行わず継続のみ取扱いとなります。

(「家事従事者特約」セットプランにご加入されている方については、別途代理店より個別にご案内申し上げます。)

**【団体長期障害所得補償保険(長期)】**

- ⑤ お申込み口数につきましては、最低5口(5万円)～最高25口(25万円)までとなっております。
- ⑥ 団体長期障害所得補償保険だけのお申込みも可能です。

**【日常生活賠償プラン】**

- ⑦ 日本国内において発生した賠償事故について、示談交渉サービスがセットされています。

**Aセット 所得補償保険：短期**

- 対象：京王グループ役員・従業員本人・働く奥さま・働くご家族
- 保険料：年令別(男女共通)
- 保険金をお支払いする場合：病気やケガによる入院のため5日以上会社を休んだ場合、補償します。(医師の指示による自宅療養を含みます)ただし、入院によるお休みの場合は「5日以上」の要件を適用しません。
- 支払対象期間：2年間(64才以上は1年間)
- 入院による就業不能時追加補償特約付
- 無事故戻し返れい金(保険料の20%)があります。
- 天災危険補償特約付 ● 限度口数100口、最低口数10口
- 精神障害補償特約付 ● 通算支払限度：1,000日

就業不能  
発生

保険金をお支払い  
出来ない期間  
4日

お支払いする保険金＝  
保険金額×就業不能期間(月)

最長 2年間(64才以上は1年間)

**Gセット 団体長期障害所得補償保険：長期**  
(のびやか君)

- 対象：京王グループ役員・従業員本人
- 保険料：年令別(男女別)
- 保険金をお支払いする場合および支払対象期間：病気やケガで366日以上長期にわたって会社を休んだ場合、最長60才に達した日まで補償します。ただし、免責期間の終了日の翌日から起算した、てん補期間満了日までの期間が、3年に満たない場合は、最長3年間補償します。国内・海外、仕事・プライベートは問いません。
- 「のびやか君」のみの加入も可能です。
- 無事故戻し返れい金はありません。
- 天災危険補償特約付
- 精神障害補償特約付(保険金支払期間：最長24か月限度)
- 限度口数25口、最低口数5口

就業障害  
発生

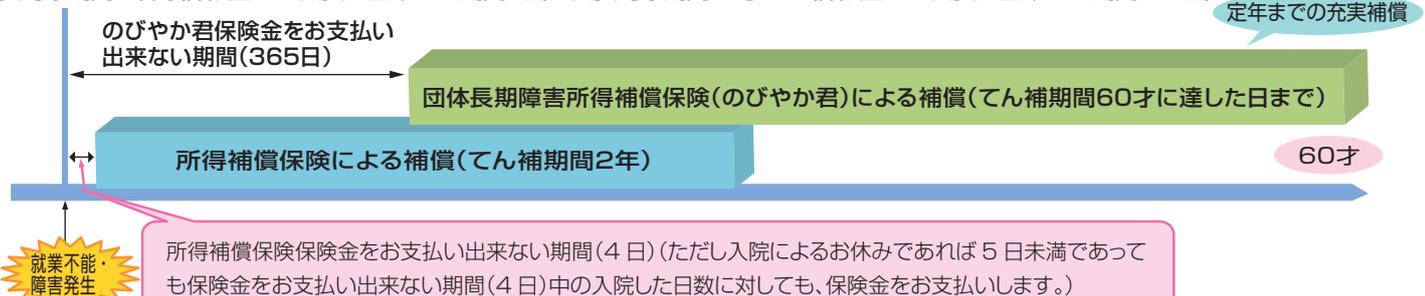
保険金をお支払い  
出来ない期間  
365日

お支払いする保険金＝  
保険金額×所得喪失率  
×就業障害期間(月)

最長60才に達した日まで補償

**AGセット 所得補償保険(短期)＋団体長期障害所得補償保険(長期)**

支払対象期間2年間(保険金をお支払い出来ない期間4日)＋支払対象期間60才まで(保険金をお支払い出来ない期間365日)



## 支払例

### 【所得補償保険の支払例】

バス運転士Aさん(40才、30口加入)は、痔の手術のため、4日間の入院と、その後9日間の自宅安静で医師の治療を受けました。

$$\boxed{\text{1口の保険金}} \quad \boxed{\text{加入口数}} \quad \boxed{\text{就業不能期間(日)}} \quad \boxed{\text{お支払保険金}}$$

$$1\text{万円} \times 30\text{口} \times \frac{(4+9\text{日})}{30\text{日}} \Rightarrow 13\text{万円}$$

※入院による就業不能(4日)は免責期間の適用なし。

### 【所得補償保険および団体長期所得補償保険の支払例】

40才Cさん(所得補償保険30口保険金額30万円、のびやか君5口保険金額5万円加入)は、肝機能障害で入院し、3年6か月の就業不能(就業障害)となった。3年7か月目から職場復帰したが、その後1年間は午前中のみでのテスト通勤で月収が半分になってしまった。

所得補償保険	月額保険金額 30万円	×	就業不能期間 24か月(2年) = 720万円	お支払い保険金の合計 900万円
のびやか君 (3年6か月まで)	5万円	×	30か月(2年6か月) = 150万円	
のびやか君 (3年7か月目から)	5万円	×	所得喪失率 50% × 12か月(1年) = 30万円	

※所得補償保険は、入院による就業不能(4日)は免責期間の適用なし。

## 月額補償1万円(1口あたり保険金額)あたりの月払保険料

保険種目		所得補償保険(短期)	団体長期障害所得補償(長期)		所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険(短期)	
セット名		63才までA(てん補期間2年) 64才からB(てん補期間1年) 限度口数100口	G(のびやか君) 限度口数25口 最低口数 5口		AG 限度口数25口 最低口数 5口	
年齢 年齢は2021年8月1日現在のものとなります。	性別	男性・女性共通	男性	女性	男性	女性
	15～19才	93円	67円	45円	160円	138円
	20～24才	146円	67円	45円	213円	191円
	25～29才	162円	72円	58円	234円	220円
	30～34才	196円	84円	81円	280円	277円
	35～39才	249円	105円	115円	354円	364円
	40～44才	323円	145円	173円	468円	496円
	45～49才	373円	191円	226円	564円	599円
	50～54才	431円	220円	244円	651円	675円
	55～59才	453円	219円	218円	672円	671円
60～63才	468円	60才以上は所得補償保険(短期)のみの取扱いとなります。				
64才	347円					
65～69才	380円					

#### ●保険金額(ご契約金額)の設定について

ご契約いただく保険金額は、被保険者(補償の対象者)が加入されている公的医療保険制度の給付内容をご案内いただいたうえで、平均月間所得額の40%以内で適正となるようお決めください。(就業不能・就業障害にかかわらず得られる年金、利子、配当、不動産賃貸料などは平均月間所得額に含めることはできません。)なお、保険金額が平均月間所得額を超えている場合には、その超えた部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。



## ●●●精神障害補償特約(自動付帯)●●●

ストレス社会の現代、仕事の量や質、複雑な人間関係、ご本人の資質などが複雑にからみあい、精神疾患を発病する方が年々増える傾向にあるようです。

■『メンタルヘルスのニーズ』にお応えして、「精神障害補償特約」が所得補償保険でもセットされており、所定の精神障害による就業不能も補償されます。

■ストレスを上手に発散し、心身ともに健康を保つのが一番ですが、一度精神疾患にかかると、完治にいたるまでに長い

期間が必要な場合があります。

■体の病気への備えも必要ですが、働き盛りの皆さまには、「こころ」の病気への備えもお考えになってはいかがでしょうか。

20%  
割引

もしも  
お子さまが

未成年でも責任は免れません  
自転車で事故を起こしたら…



精神的にも  
金銭的にも  
大変だわ

治療費や慰謝料で  
いくらかかるか見当も  
つきません。  
被害者への損害賠償も  
どのように対応すれば  
いいのか分からず  
不安です…



ほんの少しの不注意が大きな事故につながります。

データ  
で見る

自転車事故の  
リスク



自転車事故による  
リスクの事例は?

小学5年男子児童が、自転車に乗って、散歩途中の女性に激突。女性は頭の骨を折るなどして、意識が戻らない状態となった。



約9,500万円の  
賠償判決

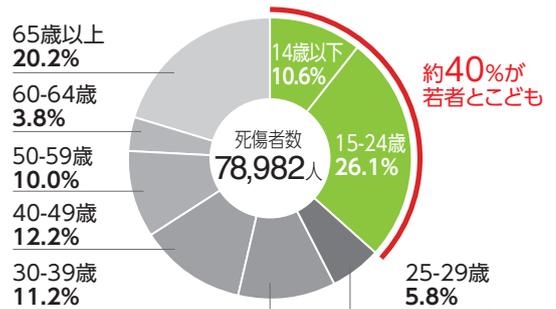
判決までに  
4年9ヶ月が経過

〈神戸地方裁判所 2013年7月4日判決〉



自転車乗用中の  
年齢層別死傷者数の割合は?

自転車乗用中の年齢層別死者および負傷者数(構成率)



〈警察庁交通局「令和元年中の交通事故の発生状況」から作成〉

日常生活での不注意が原因で他人に損害を与えてしまった時など、さまざまなリスクからご家族を守るためにも日常生活賠償プランのご加入をおすすめいたします。

■ 団体総合生活補償保険(日常生活賠償プラン)の概要(セット名5A)

- ①保険料月々120円(1口のみ加入となります。)
- ②日常生活における偶然な事故によって法律上の損害賠償責任を負った場合、最大1億円までお支払いします(支払限度額1億円)。(自動車事故を除きます。)
- ③本人おひとりの加入で自動的にご家族(\*)も対象に。小さなお子さまのい

- らっしゃる方に最適です。
- (\*)ご家族の範囲:詳細はP16 1.(1)商品の仕組みをご参照ください。
- ④自己負担(免責金額)はありません。
  - ⑤日常生活賠償保険金の支払いがあっても所得補償保険の無事故戻し返り金には影響しません。

保険期間、締切日等については、所得補償と同じとなります。保険料の払込方法は、9月の給与引去で初回保険料を払い込み、以降、複数の回数に分けて払い込む分割払となります。分割払の場合、一時払に比べて保険料が割増となります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

# 団体所得補償保険のご契約内容について

お申込み前に必ずお読みください

※印を付した用語については、下記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類	加入対象	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<b>① 所得補償保険金</b> <small>☆骨髄採取手術に伴う入院補償特約セット ☆精神障害補償特約セット ☆保険期間開始前の発病の取扱いの変更に関する特約セット</small>	<b>ご本人・働く奥さま・働くご家族</b> 給与所得者（主婦については年収103万円超）(2021年5月現在)「ご家族」とは本人の配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族ならびに家事用人をいいます。	保険期間中に、ケガ <sup>※</sup> 、病気 <sup>※</sup> または骨髄採取手術 <sup>※</sup> により就業不能 <sup>※</sup> となり、その状態が免責期間 <sup>※</sup> (4日)を超えて継続した場合 (注)ケガまたは病気により入院 <sup>※</sup> による就業不能となった場合は、免責期間中の入院による就業不能日数に對しても所得補償保険金をお支払いします。 (☆入院による就業不能時追加補償特約セット)	$\text{保険金額} \times \text{就業不能期間}^{\text{※}} \text{の月数}^{\text{※}}$ $+ \text{保険金額} \times \frac{\text{就業不能期間のうち1か月に満たない期間の日数}}{30}$ (※)1か月単位とし、1か月に満たない期間は切り捨てます。 (注1) 保険金額が被保険者の平均月間所得額 <sup>※</sup> を超えている場合には、平均月間所得額を保険金額として保険金のお支払額を計算します。 (注2) 原因または発生した時が異なる複数のケガ <sup>※</sup> または病気 <sup>※</sup> により就業不能期間が重複した場合は、その重複する期間に對して保険金を重ねてはお支払いしません。 (注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただくうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ <sup>※</sup> や病気 <sup>※</sup> ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガや病気 ●麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナーなどの使用によるケガや病気 ●自動車等 <sup>※</sup> の無資格運転または酒気帯び運転 <sup>※</sup> 中のケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガや病気 ●戦争、その他の変乱 <sup>※</sup> 、暴動によるケガや病気(テロ行為によるケガや病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性によるケガや病気 ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群 <sup>※</sup> 、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの <sup>※</sup> ●健康状況告知のご回答等により補償対象外とする病気 <sup>※</sup> ( <sup>※1</sup> )やケガ(加入者証等に記載されます)などによる就業不能 <sup>※</sup> ●精神障害 <sup>※2</sup> を被り、これを原因として発生した就業不能 ●妊娠または出産による就業不能 ●骨髄採取手術 <sup>※</sup> による就業不能となった時が、骨髄採取手術に伴う入院補償特約をセットした最初のご加入日からその日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時より前である場合 (注)ご加入をお引受した場合でも、保険期間の開始時 <sup>※3</sup> より前に発病 <sup>※</sup> した病気 <sup>※</sup> または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。ただし、就業不能を補償するご契約に継続加入された場合で、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生時が、就業不能となった日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いします。 (※1) その病気と医学上因果関係がある病気 <sup>※</sup> を含みます。 (※2) 「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。ただし、精神障害補償特約がセットされているため、分類コードF04からF09、F20からF51、F53からF54、F59からF63、F68からF69およびF99に規定されたものはお支払い対象となります。 <お支払対象外となる精神障害の例> 認知症、アルコール依存、薬物依存、知的障害 など (※3) 就業不能を補償するご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。
	<b>専業主婦・専業主夫(家事従事者特約)</b> ご主人・奥さまの所得税課税において配偶者控除の適用を受けている方(年収103万円以下)(2021年5月現在)	保険期間中に、ケガ <sup>※</sup> 、病気 <sup>※</sup> または骨髄採取手術 <sup>※</sup> により就業不能 <sup>※</sup> となり、その状態が免責期間 <sup>※</sup> (4日)を超えて継続した場合	(注)ケガまたは病気により入院 <sup>※</sup> による就業不能となった場合は、免責期間中の入院による就業不能日数に對しても所得補償保険金をお支払いします。 (☆入院による就業不能時追加補償特約セット)	(注)ケガまたは病気により入院 <sup>※</sup> による就業不能となった場合は、免責期間中の入院による就業不能日数に對しても所得補償保険金をお支払いします。 (☆入院による就業不能時追加補償特約セット)

## 【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱 <sup>※</sup> 、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
天災危険補償特約(所得補償保険用)	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ <sup>※</sup> による就業不能 <sup>※</sup> の場合も、所得補償保険金をお支払いします。
精神障害補償特約	所定の範囲 <sup>※</sup> の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能 <sup>※</sup> についても保険金をお支払いします。 (※)お支払対象となる「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF04からF09、F20からF51、F53からF54、F59からF63、F68からF69およびF99に規定されたものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年度版)準拠」によります。 <お支払対象となる精神障害の例> 統合失調症、躁病、うつ病、パニック障害、情緒不安定性人格障害 など

- 所得補償保険「通算支払限度期間に関する特約(1,000日)」の取扱いについて
  - ・本特約は、1事故(同一の就業不能)に対する支払の限度とする「てん補期間」とは別に、同一被保険者の本特約付帯契約(2006年8月1日保険始期契約)以降の保険金支払日数の上限として「通算支払限度期間(1,000日)」を設定する特約です。
  - ・健康状況告知書A欄に記載された疾病等により、保険金を支払った場合またはその請求があった場合でも翌年度以降、継続加入が可能です。
  - ・健康状況告知書B欄に記載された疾病等により、保険金を支払った場合またはその請求があった場合でも特定疾病等対象外特約をセットしないご継続となります。
  - ・所得補償保険金を支払う日数が通算支払限度期間(1,000日)に達した時をもって脱退となります。また、当該被保険者は脱退後の継続加入ができません。

## (☆)【再度就業不能<sup>※</sup>となった場合の取扱い】

- 【ご本人・働く奥さま・働くご家族】  
 免責期間<sup>※</sup>を超える就業不能の終了後<sup>※</sup>、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過する日までに、その就業不能の原因となったケガ<sup>※</sup>または病気<sup>※</sup>によって再度就業不能になった場合は、前の就業不能と後の就業不能をあわせて「同一の就業不能」として取り扱います。  
 (※)ケガまたは病気により入院<sup>※</sup>による就業不能となった場合で、免責期間中に就業不能が終了した場合は、その就業不能の終了後とします。
- 【専業主婦・専業主夫】  
 免責期間<sup>※</sup>を超える就業不能の終了後、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過する日までに、その就業不能の原因となったケガ<sup>※</sup>または病気<sup>※</sup>によって再度就業不能になった場合は、前の就業不能と後の就業不能をあわせて「同一の就業不能」として取り扱います。

## 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】

- 就業不能<sup>※</sup>を補償するご契約に継続加入の場合で、ケガ<sup>※</sup>の原因となった事故発生時または病気<sup>※</sup>を発病した時がご契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。
  - ①ケガの原因となった事故発生時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額
  - ②この保険契約のお支払条件で算出した金額
 ただし、ケガの原因となった事故発生時または病気を発病した時が就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。  
 (※)就業不能の原因となった病気と医学上因果関係がある病気<sup>※</sup>を含みます。

## ※印の用語のご説明

- 「医学上因果関係がある病気」とは、医学上重要な関係にある一連の病気をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。
- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。  
 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。  
 「傷害」とは、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状<sup>※</sup>を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。  
 ①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒  
 (※)継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状は含みません。
- 「骨髄採取手術」とは、組織の機能に障害がある方に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一となる自家移植の場合は含みません。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。  
 【ご本人・働く奥さま・働くご家族】
- 「就業不能」とは、被保険者がケガ<sup>※</sup>または病気<sup>※</sup>を被り、入院<sup>※</sup>していることまたは治療<sup>※</sup>を受けている(就業不能の原因が骨髄採取手術<sup>※</sup>の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している)ことにより、加入者証等記載の業務に全く従事できない状態をいいます。なお、ケガまたは病気によって死亡された後、あるいはケガまたは病気の治療後は就業不能に含みません。  
 【専業主婦・専業主夫】
- 「就業不能」とは、被保険者がケガ<sup>※</sup>または病気<sup>※</sup>を被り、入院<sup>※</sup>している(就業不能の原因が骨髄採取手術<sup>※</sup>の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している)ことにより、炊事、掃除、洗濯および育児等の家事に全く従事できない状態をいいます。なお、ケガまたは病気によって死亡された後、あるいはケガまたは病気の治療後は就業不能に含みません。
- 「就業不能期間」とは、てん補期間<sup>※</sup>内における被保険者の就業不能<sup>※</sup>の日数(就業不能の原因が骨髄採取手術<sup>※</sup>の場合は、就業不能の日数に4日を加えた日数)をいいます。
- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等<sup>※</sup>を運転することをいいます。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「治療」とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「てん補期間」とは、引受保険会社が保険金を支払う限度日数で、免責期間<sup>※</sup>終了日の翌日から起算する一定の期間(加入者証等記載の期間をいいます)をいいます。この期間内で就業不能<sup>※</sup>である期間が保険金支払いの対象となります。
- 「入院」とは、自宅等での治療<sup>※</sup>が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師<sup>※</sup>の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「発病」とは、医師<sup>※</sup>が診断<sup>※</sup>した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。  
 (※)人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- 「病気」とは、被保険者が被ったケガ<sup>※</sup>以外の身体の障害をいいます。
- 「平均月間所得額」とは、被保険者が就業不能<sup>※</sup>となる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により調整を行います。家事従事者特約をセットした場合、「平均月間所得額」は、171,000円となります。
- 「免責期間」とは、就業不能<sup>※</sup>開始から起算して、継続して就業不能である一定の期間(加入者証等記載の日数)をいいます。この期間は保険金支払いの対象となりません。ただし、骨髄採取手術<sup>※</sup>による就業不能の場合には免責期間を適用しません。

# 団体長期障害所得補償保険(のびやか君)

※印を付した用語については、下記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

## お支払いする保険金のご説明【団体長期障害所得補償保険】

団体長期障害所得補償保険の普通保険約款、特約または協定書の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)または協定書をご参照ください。

(注)ご契約のしおり(普通保険約款・特約)は保険契約者にお渡しいたします。また、協定書は保険契約者と引受保険会社との間で取り交わしております。

普通保険約款の補償内容	(ご注意)
被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金がお支払されない場合があります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、契約の要否を判断のうえ、ご加入ください。	(注)複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセトされている場合、契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

1. 被保険者(補償の対象となる方)が身体障害<sup>※</sup>を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害<sup>※</sup>が開始した場合に限り、**てん補期間<sup>※</sup>中の就業障害<sup>※</sup>である期間**に対して、保険金の算出の基礎となる**支払基礎所得額<sup>※</sup>**を基に協定書記載の方法により算出した額を保険金としてお支払いします。
2. 被保険者は協定書に規定された方となります。
3. 保険金支払対象外の身体障害の影響などにより、保険金を支払うべき身体障害の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

保険金の種類	加入対象	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
② 団体長期障害所得補償保険金	ご本人	身体障害 <sup>※</sup> により、就業障害 <sup>※</sup> となった場合	<p>てん補期間<sup>※</sup>中の就業障害<sup>※</sup>である期間1か月につき、次の額をお支払いします。</p> $\text{支払基礎所得額} \times \text{所得喪失率} \times \text{約定給付率} \times (100\%)$ <p>(注1)お支払いする保険金の額は、てん補期間<sup>※</sup>中の就業障害<sup>※</sup>である期間1か月について、協定書に定める最高保険金支払月額<sup>※</sup>(250,000円)を限度とします。</p> <p>(注2)協定書に定めるてん補期間<sup>※</sup>を限度とします。</p> <p>(注3)支払基礎所得額<sup>※</sup>に約定給付率<sup>※</sup>を乗じた額が平均月間所得額<sup>※</sup>を超える場合は、平均月間所得額を約定給付率で割った額を支払基礎所得額とします。</p> <p>(注4)てん補期間中における就業障害<sup>※</sup>である期間が1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。</p> <p>(注5)同一の身体障害<sup>※</sup>により、免責期間<sup>※</sup>を超える就業障害<sup>※</sup>が終了した日からその日を含めて6か月以内に再び就業障害<sup>※</sup>となった場合は、前の就業障害<sup>※</sup>と同一の就業障害<sup>※</sup>として取り扱います。</p> <p>(注6)保険金または共済金が支払われる他の保険契約等<sup>※</sup>がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額<sup>※</sup>の合計額が、平均月間所得額に所得喪失率<sup>※</sup>を乗じた額を超えるときは、下記の額を就業障害<sup>※</sup>である期間1か月あたりの保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の就業障害<sup>※</sup>である期間1か月あたりの支払責任額<sup>※</sup></li> <li>・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、平均月間所得額に所得喪失率<sup>※</sup>を乗じた額から、他の保険契約等から支払われた就業障害<sup>※</sup>である期間1か月あたりの保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の就業障害<sup>※</sup>である期間1か月あたりの支払責任額<sup>※</sup>を限度とします。</li> </ul> <p>(*)他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p> <p>【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】就業障害<sup>※</sup>を補償するご契約に継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生時または病気を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。</p> <p>①ケガの原因となった事故発生時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>②この保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>ただし、ケガの原因となった事故発生時または病気を発病した時が就業障害<sup>※</sup>となった日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。</p>	<p>(1)新規加入日から12か月以内に就業障害<sup>※</sup>になった場合、就業障害<sup>※</sup>の原因となった身体障害<sup>※</sup>について、新規加入日前12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき、治療のために服薬していたとき、または、通常は医師に診察を受けるような症状が現れていたときは、保険金をお支払いできません。</p> <p>(2)次のいずれかの就業障害<sup>※</sup>に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によって被った身体障害<sup>※</sup>による就業障害<sup>※</sup></li> <li>②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって被った身体障害<sup>※</sup>による就業障害<sup>※</sup></li> <li>③治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害<sup>※</sup>による就業障害<sup>※</sup></li> <li>④戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動によって被った身体障害<sup>※</sup>による就業障害<sup>※</sup>(<sup>※1</sup>)</li> <li>⑤核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性によって被った身体障害<sup>※</sup>による就業障害<sup>※</sup></li> <li>⑥上記⑤以外の放射線照射または放射能汚染によって被った身体障害<sup>※</sup>による就業障害<sup>※</sup></li> <li>⑦むちうち症または腰痛等で医学的見解のないものによる就業障害<sup>※</sup>(<sup>※2</sup>)</li> <li>⑧被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被ったケガによる就業障害<sup>※</sup>ア.法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間イ.道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間</li> <li>⑨被保険者が被った精神障害を原因として発生した就業障害<sup>※</sup>(<sup>※3</sup>)</li> <li>⑩被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害<sup>※</sup>による就業障害<sup>※</sup></li> <li>⑪発熱等の他覚的症候のない感染による就業障害<sup>※</sup>(<sup>※4</sup>)</li> </ol> <p>(3)健康に関する告知の回答内容等により補償対象外とする病気<sup>※5</sup>等(保険証券等に記載されます。)による就業障害<sup>※</sup>に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>(*)1)テロ行為によって発生した身体障害<sup>※</sup>に関しては、自動セトの特約により保険金をお支払いの対象となります。</p> <p>(*)2)被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p> <p>(*)3)「精神障害補償特約」がセトされた場合、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目<sup>※6</sup>中の次の分類番号に該当する精神障害(統合失調症、躁(そう)病、うつ病等)を原因として発生した就業障害<sup>※</sup>は保険金のお支払い対象となります。</p> <p>(1)F04~F09 (2)F20~F51 (3)F53~F54 (4)F59~F63 (5)F68~F69 (6)F84~F89 (7)F91~F92 (8)F95 (9)F99</p> <p>(*)4)病原体が体内に侵入、定着、増殖することをいいます。</p> <p>(*)5)その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。</p> <p>(*)6)分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。</p>

### ※印の用語のご説明

- 「回復所得額」とは免責期間<sup>※</sup>開始以降に業務に復帰して得た所得<sup>※</sup>の額をいいます。ただし、免責期間開始時点と比べて物価の変動があった場合には、物価の変動による影響がなかったものとして算出します。
- 「最高保険金支払月額」とは1被保険者について、1か月あたりの保険金支払の最高限度となる協定書に記載された金額をいいます。
- 「支払基礎所得額」とは保険金の算出の基礎となる額をいい、 $\frac{\text{1口あたり保険金額}}{\text{加入口数}}$ によって算出した額となります。
- 「所得」とは業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害<sup>※</sup>となることにより支出を免れる金額を差し引いたものをいいます。ただし、就業障害<sup>※</sup>の発生にかかわらず得られる収入は所得に含みません。
- 「所得喪失率」とは次の算式によって算出された割合をいいます。

$$\text{割合} = 1 - \frac{\text{免責期間}^{\text{※}} \text{終了日の翌日から起算した各月における回復所得額}^{\text{※}}}{\text{免責期間}^{\text{※}} \text{が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$$

ただし、所得<sup>※</sup>の額につき給与体系の著しい変動その他の特殊な事情の影響があった場合、または身体障害<sup>※</sup>の程度や収入の状況の勘案が必要な場合は、所得喪失率の算出につき公正な調整を行うものとします。

- 「就業障害<sup>※</sup>」とは被保険者が身体障害<sup>※</sup>を被り、その直接の結果として就業に支障が発生している協定書に記載された状態をいいます。てん補期間<sup>※</sup>開始後においては、身体障害<sup>※</sup>により、被保険者が身体障害<sup>※</sup>発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率<sup>※</sup>が20%超であることをいいます。免責期間<sup>※</sup>中においては、被保険者の経験・能力に応じたいかなる業務にも従事できない状態をいいます。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害<sup>※</sup>とはいいません。
- 「身体障害<sup>※</sup>」とは傷害(「ケガ」といいます)および疾病(「病気」といいます)をいいます。また、ケガにはケガの原因となった事故を含みます。
- 「他の保険契約等」とはこの保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- 「てん補期間<sup>※</sup>」とは引受保険会社が保険金をお支払いする限度とする期間で、免責期間<sup>※</sup>終了日の翌日からその日を含めて協定書に記載された期間をいいます。ただし、「精神障害補償特約」がセトされているので、この特約による保険金のお支払いは、基本契約のてん補期間<sup>※</sup>にかかわらず、免責期間終了日の翌日から起算して「24か月」が限度です。
- 「免責期間<sup>※</sup>」とは保険金をお支払いできない協定書に記載された就業障害<sup>※</sup>が継続する期間をいいます。免責期間開始後に一時的に復職し、その後再度就業障害<sup>※</sup>となった場合には、免責期間に応じて定められた日数を限度として復職日数および免責期間を加えた期間を通算して1免責期間とします。
- 「平均月間所得額」とは被保険者の就業障害<sup>※</sup>が開始した日の属する月の直前12か月について、以下のとおり計算した額をいいます。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。

$$\text{平均月間所得額} = \frac{\text{年間収入額}^{\text{※1}} - \text{働けなくなったことにより支出を免れる金額}^{\text{※2}}}{12(\text{か月})}$$

(\*)1) 給与所得、事業所得または原稿料等の雑所得に係る税引前の収入で、利子所得、配当所得、不動産所得等は含みません。就労の有無にかかわらず得られる役員報酬等がある場合にはこれらも含みません。

(\*)2) 被保険者が事業所得者の場合は、その事業に要する経費のうち、接待交際費・旅費交通費などをいいます。

- 「約定給付率」とは保険金の算出の基礎となる協定書に記載された率をいいます。

# 団体総合生活補償保険(日常生活賠償プラン)のご契約内容について お申込み前に必ずお読みください

※印を付した用語については、下記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	加入対象	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<b>③ 日常生活賠償保険金★日常生活賠償特約</b>	<b>ご本人</b>  (ご本人が加入されると自動的にご家族 <sup>(*)</sup> も対象となります。)  (*) 詳細はP16 1.の(1)商品の仕組みをご参照ください。	① 保険期間中の次のア. またはイ. の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合  ② 日本国内において保険期間中の次のア. またはイ. の偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等 <sup>(*)1</sup> を運行不能 <sup>(*)2</sup> にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合  ア. 本人の居住の用に供される住宅 <sup>(*)3</sup> の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ. 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額  +  判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金  -  被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額  -  免責金額 <sup>(*)</sup> (0円)	● 保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ● 被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ● 他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ● 被保険者と同居する親族 <sup>(*)</sup> に対する損害賠償責任 ● 被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ● 第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ● 心神喪失に起因する損害賠償責任 ● 被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ● 自動車等 <sup>(*)</sup> の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ● 戦争、その他の変乱 <sup>(*)</sup> 、暴動による損害 ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害  など
		(*1) 電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。 (*2) 正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。 (*3) 敷地内の動産および不動産を含みます。 (注) 被保険者の範囲は、本人、配偶者 <sup>(*)</sup> 、同居の親族および別居の未婚 <sup>(*)</sup> の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	(注1) 1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4) 日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受します。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注5) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	

## 【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱 <sup>(*)</sup> 、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

## ※印の用語のご説明

- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車を含みます。
- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者<sup>(\*)</sup>および3親等内の姻族をいいます。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
- 「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- 「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。



### <保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡>

- 保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手續につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

### <保険金のご請求時にご提出いただく書類>

- 被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

#### 【ご提出いただく書類】以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- ・引受保険会社所定の保険金請求書 ・引受保険会社所定の同意書 ・事故原因・損害状況に関する資料 ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写)等) ・引受保険会社所定の診断書 ・診療状況申告書 ・公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書 ・死亡診断書 ・他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類 ・損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ・引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類
- ・休業・所得証明書 ・所得を証明する書類(源泉徴収票、確定申告書等)

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

### <代理請求人について>

- 高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者<sup>(\*)</sup>等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

#### (注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者<sup>(\*)</sup>」

- ②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

- ③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「上記①以外の配偶者<sup>(\*)</sup>」または「上記②以外の3親等内の親族」

(\*)法律上の配偶者に限ります。

### <自動継続の取扱いについて>

- 前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(年齢の進行により保険料表の年齢区分が変わる場合は、ご継続時のご年齢による保険料となりますのでご了承ください。)

### <経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>

- ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

#### <所得補償保険><団体長期障害所得補償保険(のびやか君)>

- ・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。保険金・解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

#### <団体総合生活補償保険(日常生活賠償プラン)>

- ・この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります(保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合(以下、「個人等」といいます。))以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、下記補償の対象となります。)
- ・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。保険金・解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

- 前年度ご加入いただいた被保険者の人数等に従って割増率が適用されます。

- 柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、所得補償保険は就業不能期間の認定、団体長期障害所得補償保険は就業障害である期間の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

- この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

- 保険金請求状況等とは、加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合、飲酒運転等の法令違反や事実を偽った保険金請求が行われた場合等をいいます。

- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。

### 【所得補償保険・団体長期障害所得補償保険(のびやか君)】

#### <税法上の取扱い>(2021年3月現在)

- 払い込んでいただく保険料は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。

(注)なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

### 【団体総合生活補償保険(日常生活賠償プラン)】

- お客さまのご加入内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

- 法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

#### <示談交渉サービス>

日本国内において発生した、日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受いたします。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

#### <示談交渉を行うことができない主な場合>

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合 ○相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

# ご加入内容確認事項

## ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の可否をご確認ください。

保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)

保険金額(ご契約金額)

保険期間(保険のご契約期間)

保険料・保険料払込方法

2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがなくご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。

内容をよくご確認いただき、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

① 皆さまをご確認ください。

・ 加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？

「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。

\*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取り扱うことがあります。

または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？

・ 加入申込票の「職業・職務」欄(「職種級別」欄を含みます。)は正しくご記入いただいていますか？

または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？

・ 加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？

\*ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

② 以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。

◆ 「所得補償保険・GLTD[団体長期障害所得補償保険](定額型)のタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。

保険金額または支払基礎所得額(ご契約金額)は、平均月間所得額(ボーナスを含みます。)の40%以下となるようなタイプまたは口数でお申込みされていますか？

◆ 「健康状況告知をしていただく契約のタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。

被保険者(補償の対象となる方)の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいていますか？

3. 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

・ この保険制度に新規加入される場合

・ 既にご加入の内容を変更してご継続される場合(被保険者の変更、補償内容の変更、職業・職務・職種級別の変更 など)

・ 既にご加入されているがご継続されない場合

# 重要事項のご説明

## 契約概要のご説明(所得補償保険)

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

### 1. 商品の仕組みおよび引受条件等

#### (1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)がケガまたは病気により就業不能となられた場合に被保険者が被った損害に対して保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

被保険者としてご加入いただける方	現在働いて収入を得ている方で、保険期間開始時点で満15才以上満69才以下の方かつ健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方に限ります。
被保険者の範囲	加入申込票の被保険者欄記載の方

#### (2) 補償内容

保険金をお支払いする場合はパンフレットのとおりにです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

- ① 保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額  
パンフレットをご参照ください。
- ② 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)  
パンフレットをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

#### (3) セットできる主な特約およびその概要

パンフレットをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

#### (4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

#### (5) 引受条件

所得補償保険金額は、被保険者(補償の対象者)が加入されている公的医療保険制度の給付内容をご勘案いただいたうえで、平均月間所得額の範囲内で適正役員報酬となるよう、ご加入時に設定いただきます(就業不能にかかわらず得られる年金、利子、配当、不動産賃貸料などは平均月間所得額に含めることはできません。)。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、パンフレットの保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。  
また、所得補償保険金額が平均月間所得額を超えている場合には、その超えた部分については保険金をお支払いできません。

### 2. 保険料

保険料は保険金額・年齢・お仕事の内容・免責期間・てん補期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

### 3. 保険料の払込方法について

パンフレットをご参照ください。分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。

### 4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

### 5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたします。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

### 6. 無事故戻し返れい金

保険期間中、保険金をお支払いする就業不能が生じなかった場合、保険料の20%を無事故戻し返れい金として保険契約者にお返します。

# 注意喚起情報のご説明(所得補償保険)

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領取・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

## 1. クーリングオフ説明書(ご契約申込みの撤回等)

この保険は京王電鉄株式会社が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

## 2. 告知義務・通知義務等

### (1) 告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

- 被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めたもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

### 【告知事項】

- ①被保険者の「職業・職務」
- ②他の保険契約等<sup>(\*)</sup>に関する情報  
(\*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

③被保険者の「生年月日」、「年齢」

④被保険者の健康状況告知

### 【健康状況告知について】

- ・被保険者(補償の対象者)の健康状況に関する質問事項(健康状況告知書質問事項)に正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答は、口頭ではなく、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」に、必ず被保険者本人ご自身でご記入のうえ、「健康状況告知書質問事項回答欄」にご署名ください。
- ・健康状況告知の内容によってはご加入をお引受できない場合、または特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしないことを条件にお引受する場合がありますのであらかじめご了承ください。
- ・ご加入をお引受した場合でも、ご加入時<sup>(\*)1</sup>より前に発病した病気<sup>(\*)2</sup>(発病日は医師の診断<sup>(\*)3</sup>によります。)または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。このお取り扱い<sup>(\*)4</sup>は、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生の時が就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。  
(\*)1 新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。  
(\*)2 就業不能の原因となった病気と医学上因果関係がある病気を含みます。  
(\*)3 人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。  
(\*)4 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご契約した場合の特定の疾病・症状群に該当しないものについても例外ではありません。

### (2) 通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)

- ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

### 【通知事項】

- ・加入者証記載の職業・職務を変更した場合
- ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

### (3) その他の注意事項

- 同種の危険を補償する他の保険契約等<sup>(\*)</sup>で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入してください。  
(\*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。
- 保険金の受取人は、普通保険約款・特約に定めております。
- ご加入後、直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、代理店・扱者または引受保険会社へご連絡ください。将来に向かって、保険金額を、通知する直前の12か月における被保険者の所得の平均月間額まで減額することができます。
- 被保険者が保険契約者以外の方である場合に、保険契約者との別段の合意があるときを除き、被保険者は保険契約者にこの保険契約<sup>(\*)</sup>の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約<sup>(\*)</sup>を解約しなければなりません。  
(\*) 保険契約  
その被保険者に係る部分に限ります。

### ■複数のご契約があるお客さまへ

補償内容が同様の保険契約(所得補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、加入の可否を判断のうえ、ご加入ください。

(注)1 契約のみご加入した場合、ご加入を解約したときや、状況の変化により被保険者が補償の対象外となったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主なご契約>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
所得補償保険	他の所得補償保険

## 3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、パンフレット記載の方法により払込みください。パンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

## 4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

### (1) 保険金をお支払いしない主な場合

パンフレットをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

### (2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできません。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

## 5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、パンフレット記載の方法により払込みください。パンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

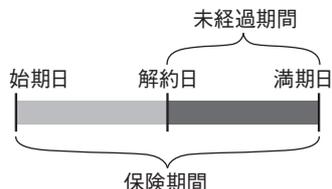
## 6. 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合、または、被保険者がこの保険契約に基づき保険金が支払われる就業不能の原因となったケガや病気以外の原因によって、所得を得ることができないいかなる業務にも従事しなくなった場合もしくは従事できなくなった場合には、この保険契約は失効となります。この場合、未経過期間分の保険料を返還します。

## 7. 解約と解約返れい金

ご加入を中途で脱退（解約）される場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

- 脱退（解約）日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 始期日から脱退（解約）日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。



## 8. 保険会社破綻時等の取扱い

パンフレットをご参照ください。

## 9. 個人情報の取扱いについて

パンフレットをご参照ください。

## 10. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となることがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

### (1) 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

- 多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

### (2) 新たな保険契約（所得補償保険）をお申込みされる場合のご注意事項

- 新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受できない場合や、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受する場合があります。
- 新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始日より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
- 新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なる場合があります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年齢により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
- 新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なる場合があります。

### この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】京王観光株式会社  
TEL 03-5351-7135

### 三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」0120-632-277(無料)  
電話受付時間：平日 9:00~19:00  
土日・祝日 9:00~17:00  
(年末年始は休業させていただきます。)

### 万一、ケガをされたり、病気になられた場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。  
24時間365日事故受付サービス  
「三井住友海上事故受付センター」  
0120-258-189(無料)  
事故は いち早く

### 指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〔ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)〕0570-022-808

- 受付時間[平日 9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
- 携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- おかけ間違いにご注意ください。
- 詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

# 重要事項のご説明

## 契約概要のご説明(団体長期障害所得補償保険)

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約および保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書によって定まります。ご不明な点については代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 代理店・扱者は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店・扱者にお申込みいただき有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

## 1. 商品の仕組みおよび引受条件等

### (1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)がケガまたは病気により就業障害となられた場合に被保険者が被った損害に対して保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

被保険者としてご加入いただける方	働いて収入(所得)を得ている方で、事前に保険契約者と協定した範囲の方のうち、始期日時点における年齢が満15才以上満59才以下の方
被保険者の範囲	加入申込票の被保険者欄に記載の方

### (2) 補償内容

保険金をお支払いする場合、および保険金をお支払いできない主な場合は、パンフレットのとおりにあります。詳細は普通保険約款・特約および保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書に基づきます。

- ① 保険金をお支払いする場合(支払事由)とお支払いする保険金の額  
パンフレットをご参照ください。
- ② 保険金をお支払いできない主な場合(主な免責事由)  
パンフレットをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

### (3) セットできる主な特約およびその概要

パンフレットをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約および保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書に基づきます。

#### (4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

#### (5) 引受条件

ご加入いただく支払基礎所得額の設定につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく支払基礎所得額につきましては、パンフレットの保険金額欄および加入申込票等にてご確認ください。支払基礎所得額は次のとおり設定してください。なお、支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額を超える場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

- ・所得の平均月間額に対して40%以内の一定額となるよう設定してください。

## 2. 保険料

保険料は支払基礎所得額・年齢・性別・免責期間・てん補期間等によって決定されます。お客さまが実際にお支払いいただく保険料につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

## 3. 保険料の払込方法について

パンフレットをご参照ください。

## 4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

## 5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退（解約）に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたします。

始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

## 注意喚起情報のご説明（団体長期障害所得補償保険）

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約および保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 代理店・扱者は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店・扱者にお申込みいただき有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

## 1. ご契約申込みの撤回等（クーリングオフ）

この保険は京王電鉄株式会社が保険契約者となる団体契約であることから、加入のお申込み後、お申込みの撤回または加入の解除（クーリングオフ）を行うことはできません。

## 2. 告知義務等

### (1) ご加入時における注意事項

#### （告知義務—加入申込票の記入上の注意事項）

被保険者（補償の対象者）には、ご加入時に危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めたもの（告知事項）について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があり、代理店・扱者には告知受領権があります（代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。）。加入申込票に記載された内容のうち、※印がついている項目が告知事項です。この項目が、故意または重大な過失によって事実と異なっている場合、または事実を記入しなかった場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込票の記入内容を必ずご確認ください。次の事項について十分ご注意ください。

#### ①他の保険契約等<sup>(\*)</sup>に関する情報

(\*)同じ被保険者について身体障害による就業障害に対して保険金が支払われる他の保険契約等（所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等）をいい、いずれも団体契約、生命保険、共済契約を含みます。

#### ②被保険者の「生年月日」、「年齢」、「性別」

#### ③被保険者の健康に関する告知（健康状況告知）

#### 【健康に関する告知について】

・被保険者（補償の対象者）の健康状況に関する質問事項（健康状況告知書質問事項）に正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答

は、口頭ではなく、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」に、必ず被保険者本人ご自身でご記入のうえ、「健康状況告知書質問事項回答欄」にご署名ください。

・健康状況告知の内容によってはご加入をお引受できない場合、または特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしないことを条件にお引受する場合がありますのであらかじめご了承ください。

・ご加入をお引受した場合でも、ご加入時<sup>(\*)1</sup>より前に発病した病気（発病日は医師の診断<sup>(\*)2</sup>によります。）または発生した事故によるケガについては、事前に保険契約者と協定した内容により、保険金をお支払いしません。このお取扱い<sup>(\*)3</sup>は、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。ただし、保険契約者と協定した内容に、①、②の場合に保険金を支払う旨の定めがある場合、保険金をお支払いすることがあります。

① 新規加入の場合、その被保険者が加入日前12か月以内に、就業障害の原因となった身体障害につき、医師等の治療<sup>(\*)4</sup>を受けていなかったとき

② 継続加入の場合、身体障害を被った時が就業障害となられた日からご加入の継続する期間を遡りして12か月以前であるとき  
詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

(\*)1 新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。

(\*)2 人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

(\*)3 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で契約した場合の特定の疾病・症状群に該当しないものについても例外ではありません。

(\*)4 診察または治療のための服薬を含みます。

## (2) その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等<sup>(\*)</sup>で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込書の保険金請求履歴欄にその内容を必ずご記入ください。

(\*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは同じ被保険者について身体障害による就業障害に対して保険金が支払われる他の保険契約等（所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、いずれも団体契約、生命保険、共済契約を含みます。）をいいます。

■保険金の受取人は、普通保険約款・特約に定めております。

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、遅滞なくご通知いただく必要があります。ご通知いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。

■ご加入後、直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、代理店・扱者または引受保険会社へご通知ください。将来に向かって、支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額を、通知する直前の12か月における被保険者の所得の平均月間額まで減額することができます。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、保険契約者との別段の合意があるときを除き、被保険者は保険契約者にこの保険契約<sup>(\*)</sup>の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約<sup>(\*)</sup>を解約しなければなりません。

(\*) 保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

■補償重複

ご加入にあたっては、被保険者またはそのご家族がご契約されている他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます。）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、加入の可否を判断のうえ、ご加入ください。

(\*) 複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主なご契約>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
団体長期障害所得補償保険	他の団体長期障害所得補償保険 所得補償保険

## 3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、パンフレット記載の方法により払込みください。パンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

## 4. 保険金をお支払いできない主な場合(主な免責事由)等

### (1) 保険金をお支払いできない主な場合

パンフレットをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目および協定書に記載されておりますのでご確認ください。

### (2) 重大事由による解除

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。

- ① 保険契約者、被保険者、保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的として身体障害等を発生させた場合
- ② 保険契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ③ 被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合など

## 5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、パンフレット記載の方法により払込みください。パンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除することがあります。

## 6. 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合、または、被保険者がこの保険

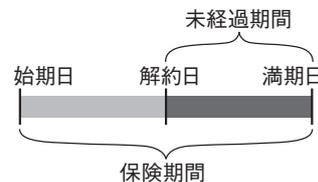
契約に基づき保険金が支払われる就業障害の原因となったケガや病気以外の原因によって、所得を得ることができないかなる業務にも従事しなくなった場合もしくは従事できなくなった場合には、この保険契約は失効となります。この場合、未経過期間分の保険料を返還します。

## 7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、代理店・扱者または引受保険会社に速やかにお申し出ください。

・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただきますことがあります。追加で請求したにも関わらず、その払込みがない場合は、ご加入を解除することがあります。



## 8. 保険会社破綻時等の取扱い

パンフレットをご参照ください。

## 9. 個人情報の取扱いについて

パンフレットをご参照ください。

## 10. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となることがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

- (1) 現在のご契約について解約、減額などをする場合の不利益事項  
多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込み保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- (2) 新たな契約(団体長期障害所得補償保険)の申込みをする場合のご注意事項  
① 被保険者の健康状態などにより、新たな契約をお引受けできない場合があります。  
② 新たな契約の保険期間の開始日より前に就業障害の原因となった身体障害を被っていた場合、保険金をお支払いできないことがあります。  
③ 新たな契約の始期日における被保険者の年齢により計算した保険料<sup>(\*)</sup>を適用し、新たな契約の普通保険約款・特約を適用します。そのため、新たな契約の商品内容が、現在のご契約と異なることがあります。  
(\*) 保険料の改定により、同じ年齢でも保険料が異なることがあります。

### この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】京王観光株式会社  
TEL 03-5351-7135

### 三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」0120-632-277(無料)  
電話受付時間：平日 9:00~19:00  
土日・祝日 9:00~17:00  
(年末・年始は休業させていただきます。)

### 万一、ケガをされたり、病気になられた場合は

代理店・扱者または事故受付センターまでご連絡ください。  
24時間365日事故受付サービス  
「三井住友海上事故受付センター」  
0120-258-189(無料)  
事故は いち早く

### 指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター  
0570-022-808 [ナビダイヤル(有料)]  
受付時間：平日 9:15~17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

# 重要事項のご説明

## 契約概要のご説明(団体総合生活補償保険(日常生活賠償プラン))

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

### 1. 商品の仕組みおよび引受条件等

#### (1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が法律上の損害賠償責任を負われた場合に保険金をお支払いします。なお、被保険者の範囲は次のとおりです。

主な特約	被保険者の範囲
日常生活賠償特約	(a) 本人 <sup>(※1)</sup> (b) 本人 <sup>(※1)</sup> の配偶者 (c) 同居の親族(本人 <sup>(※1)</sup> またはその配偶者と同居の、本人 <sup>(※1)</sup> またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族) (d) 別居の未婚の子(本人 <sup>(※1)</sup> またはその配偶者と別居の、本人 <sup>(※1)</sup> またはその配偶者の未婚の子) (e) (a) から(d) までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方 <sup>(※2)</sup> 。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

(※1) 加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

(※2) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。

(注) 同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際のものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

#### (2) 補償内容

保険金をお支払いする場合はパンフレットのとおりに。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

##### ① 保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額

パンフレットをご参照ください。

##### ② 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

パンフレットをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

#### (3) セットできる主な特約およびその概要

パンフレットをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

#### (4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

#### (5) 引受条件

お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、パンフレットの保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

### 2. 保険料

保険料は保険金額・保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

### 3. 保険料の払込方法について

パンフレットをご参照ください。分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。

### 4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

### 5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

## 注意喚起情報のご説明(団体総合生活補償保険(日常生活賠償プラン))

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

### 1. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は、京王電鉄株式会社が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

### 2. 告知義務

#### (1)告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

■被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

■告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

#### 【告知事項】

・他の保険契約等<sup>(\*)</sup>に関する情報

(\*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、個人賠償責任保険、団体総合生活補償保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

#### (2)その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等<sup>(\*)</sup>で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴にその内容を必ず記入してください。

(\*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、個人賠償責任保険、団体総合生活補償保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注)複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなる場合がありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
団体総合生活補償保険 日常生活賠償特約	自動車保険 日常生活賠償特約

### 3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、パンフレット記載の方法により払込みください。パンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

### 4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

#### (1)保険金をお支払いしない主な場合

パンフレットをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

#### (2)重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害またはケガを発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

## 5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

- (1) 保険料は、パンフレット記載の方法により払込みください。パンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。
- (2) 分割払の場合で、保険金をお支払いする状況が発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効（または終了）したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

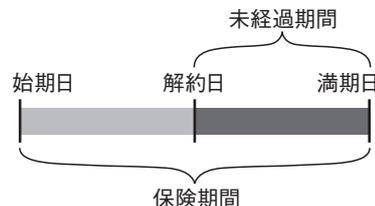
## 6. 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、未経過期間分の保険料を返還します。

## 7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退（解約）される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

- 脱退（解約）日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 始期日から脱退（解約）日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。



## 8. 保険会社破綻時等の取扱い

パンフレットをご参照ください。

## 9. 個人情報の取扱いについて

パンフレットをご参照ください。

この保険商品に関するお問い合わせは	指定紛争解決機関
【代理店・扱者】京王観光株式会社 TEL 03-5351-7135	引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。
三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは	一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
「三井住友海上お客さまデスク」0120-632-277(無料) 電話受付時間：平日 9:00~19:00 土日・祝日 9:00~17:00 (年末年始は休業させていただきます。)	〔ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)〕0570-022-808
万一、事故が起こった場合は	・受付時間[平日 9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。 24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」 0120-258-189(無料) 事故は いち早く	・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
その他のご説明	・おかけ間違いにご注意ください。
●ご加入に際してご確認いただきたいその他の事項を記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。 ●この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特別約款および特約でご確認ください。 また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。	・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 ( <a href="https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html">https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html</a> )



この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

### 【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定し

ます。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

詳細は、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）または引受保険会社のホームページをご覧ください。

## 健康状況告知書ご記入のご案内（所得補償保険／団体長期障害所得補償保険）（必ずお読みください）

以下の注意点を読んで、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

〈継続加入の場合で、保険責任を加重<sup>(\*)</sup>することなく継続いただく場合には、あらためて健康状況を告知いただく必要はありません。〉

(\*) 所得補償保険の場合は、保険金額の増額、免責期間の短縮、てん補期間の延長、病気を補償する特約の追加等、補償を拡大することをいいます。団体長期障害所得補償保険の場合は、支払基礎所得額の増額、免責期間の短縮、てん補期間の延長等、補償を拡大することをいいます。

### 1. 健康状況告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者（補償の対象者）ご自身が、ありのままを正確に漏れなくお答えください。

### 2. 正しく告知されなかった場合の取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

### 3. 書面によるご回答のお願い

・代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。  
・代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いいたします。

### 4. 「健康状況告知書質問事項」に該当される場合

「健康状況告知書質問事項」に該当された場合、ご加入のお引受について次のいずれかの取扱いとさせていただきます。

- ① 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受します。
- ② ご加入はお引受できません。

### 5. 現在の契約を解約・減額し、新たなご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明（注意喚起情報）をご覧ください。

現在の契約を解約・減額し、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にお答えいただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入できなったり、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受することがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなる場合があります。

### 6. 保険期間の開始前の発病等の取扱い

ご加入をお引受した場合でも、ご加入時<sup>(\*)1</sup>より前に発病した病気<sup>(\*\*2)</sup>（発病日は医師の診断<sup>(\*\*3)</sup>によります。）または発生した事故によるケガについては（団体長期障害所得補償保険は、事前に保険契約者と協定した内容により）保険金をお支払いしません。このお取扱い<sup>(\*\*4)</sup>は、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。

なお、所得補償保険の場合、継続加入である場合で、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生の時が就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

ただし団体長期障害所得補償保険の場合、保険契約者と協定した内容に、①、②の場合に保険金を支払う旨の定めがある場合、保険金をお支払いすることがあります。

- ① 新規加入の場合、その被保険者が加入日前12か月以内に、就業障害の原因となった身体障害につき、医師等の治療<sup>(\*\*5)</sup>を受けていなかったとき
- ② 継続加入の場合、身体障害を被った時が就業障害となられた日からご加入の継続する期間を遡及して12か月以前であるとき

詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

(\*\*1) 新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。

(\*\*2) 就業不能の原因となった病気と医学上因果関係がある病気を含みます。

(\*\*3) 人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

(\*\*4) 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入した場合の特定の疾病・症状群に該当しないものについても例外ではありません。

(\*\*5) 診察または治療のための服薬を含みます。

### 7. その他ご留意いただく点

・ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただきます場合があります。

・「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのまま継続いただけない場合があります。

### 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

● 現在、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入となっている方は、改めて健康状況告知を行うこと（以下「再告知」といいます。）をご検討ください。継続時に、あらためて健康状況の告知を行うことにより、新たな告知内容に応じた条件で継続加入いただくことができます。

### 【ご注意】

◎ 現在の健康状況等によっては、継続加入できなったり、保険金をお支払いしない疾病・症状群が追加・変更されたりすることがあります。

◎ 新たな告知内容に応じた条件で継続いただいた場合でも、保険金のお支払額は、発病時点の保険契約の条件で算出した金額となる場合があります。

◎ 保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。

お申込み・お問い合わせ先、**京王観光** 保険事業部 電話 03(5351)7135 鉄道電話 8740 FAX 03(5351)5617  
代理店・扱者 東京都渋谷区初台1-54-2 京王初台一丁目ビル

引受保険会社：幹事・三井住友海上火災保険 企業営業第五部第一課 電話03(3259)3088 東京都千代田区神田駿河台3-11-1  
〔東京海上日動火災保険(株)、損害保険ジャパン(株)〕

各社の引受割合は後日決定しますので、決定次第ご案内します。

承認番号：A20-102943 使用期限：2022.8.1